

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率	貸付対象事業		貸付金の額	貸付利率
名 称	内 容			名 称	内 容		
1 経営革新計画承認グループ事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	1 経営革新計画承認グループ事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
2 下請振興事業計画承認グループ事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	2 下請振興事業計画承認グループ事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
3 総合効率化計画認定グループ事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	3 総合効率化計画認定グループ事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
4 施設集約化事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	4 施設集約化事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
5 共同施設事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	5 共同施設事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
6 設備リース事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	6 設備リース事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
7 企業合同事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	7 企業合同事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
8 集団化事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	8 集団化事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
9 集積区域整備事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	9 集積区域整備事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
[略]				[略]			
12 地域産業創造基盤整備活性化事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	12 地域産業創造基盤整備活性化事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
13 商店街整備等活性化支援事業	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	13 商店街整備等活性化支援事業	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率	貸付けの種類		貸付金の額	貸付利率
名 称	要 件			名 称	要 件		
1 小規模事業者貸付け	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	1 小規模事業者貸付け	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント
2 広域貸付け	[略]		年 <u>0.80</u> パーセント	2 広域貸付け	[略]		年 <u>1.00</u> パーセント

3	施設再整備貸付け	[略]	年 <u>0.80</u> パーセント
[略]			

3	施設再整備貸付け	[略]	年 <u>1.00</u> パーセント
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。